

# 居宅介護支援事業所 鈴与ケアサービス株式会社 清水営業所

## 運 営 規 程

(事業の目的)

### 第1条

鈴与ケアサービス株式会社が開設する居宅介護支援事業所鈴与ケアサービス株式会社清水営業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保する為に人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

### 第2条

事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

2 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。

3 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保険施設への入所を希望する場合に当たっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

### 第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称： 鈴与ケアサービス株式会社 清水営業所
- 二 所在地： 静岡市清水区相生町3-3

(職員の職種、職員、及び職務内容)

### 第4条

事業所に勤務する職種、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者： 1名  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理、事業の運営を一元的に行い、介護支援専門員の資格を有する者があたる。
- 二 介護支援専門員： 3名以上  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

### 第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日： 月曜日から金曜日までとする(土・日・年末年始は休業)。
- 二 営業時間： 午前9時から午後6時までとする。

(指定居宅介護支援の内容及び利用料)

### 第6条

指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料について利用者負担は無いものとする。

1 居宅介護サービス計画の立案、居宅介護サービス計画の作成及び変更、それらの利用者への提示、各種指定居宅サービス等の紹介及び、介護保険施設などへの紹介、並びに利用者が自立した日常生活を送るのに必要と判断した情報等の提供。

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

1km当たり50円とし、指定居宅介護支援を提供する場所までの往復の距離数にこの金額を乗じた額とする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けること

とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

#### 第7条

指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所： 事業所及び利用者宅その他認められる場所
- 二 使用する課題分析票の種類： 課題分析標準項目等
- 三 サービス担当者会議の開催場所： 事業所及び利用者宅その他認められる場所
- 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度： 月1回（最低回数）

(通常の事業の実施地域)

#### 第8条

通常の事業の実施地域は、つぎの通りとする。

静岡市清水区

ただし、両河内、蒲原、由比地域包括圏域を除く。

(虐待防止のための措置に関する事項)

#### 第9条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

#### 第10条

介護支援専門員の資質の向上をはかるための研修の機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修： 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修： 年4回（最低回数）

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の管理者が立案し、鈴与ケアサービス株式会社代表取締役社長の決裁に基づいて定めるものと

する。

## 附 則

この規定は、平成12年2月1日から施行する。

1. 平成15年12月1日 改定
2. 平成16年9月1日 改定
3. 平成19年5月1日 改定
4. 平成22年12月1日 改定
5. 平成23年6月6日 改定 事業所名並びに開設事業者名
6. 平成23年11月1日 改定 指定居宅介護支援の提供方法
7. 平成24年4月1日 改定 第5条 営業日及び営業時間
8. 平成24年7月30日 改定 第3条 事業所の名称等
9. 平成28年8月15日 改定 第8条 通常の事業の実施地域
10. 令和3年10月1日改定 第9条虐待防止のための措置に関する事項  
新設、以降条数変更